

# 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

## 1. (自動継続)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様です。
- (2) この貯金の継続利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (貯金の受け入れ)
- (1) 小切手や他の券類を差入れたときは、その券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受取手印の跡が不渡りになったときは貯金になりません。不渡りになった券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と交換えに、当店で返却します。

## 3. (利息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定期利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次のようにります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の利率に70%を乗じて算出する率。第4条第4項以下では切替てあります。）によって計算し、満期日に支払います。

- ② 中間利払日（中間利払日が複数ある場合は各中間利払日の合計額）を差引して利息の残額（以下、「満期利払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金と一緒に繰り入れて継続します。

- ② 自動継続スーパー定期貯金2年ものの中間利払利息および満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。

- A 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座に入金します。

- B 中間利払利息を定期貯金とする場合は、中間利払日ごとの自動継続スーパー定期貯金2年ものごとに毎月口座に残る定期貯金（以下、「定期利払利息」といいます。）として、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。定期利払利息は満期日に元金に組入れ、中間利払定期貯金の元利金とともに合計して自動継続スーパー定期貯金2年ものに継続します。

- ③ 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届けの印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの貯金の利息（中間利払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約または書替継続日の前日までの日数および解約または書替継続日の前日における普通貯金の利率によって計算します。

- (4) 当組合がやむを得ないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続を停止した場合は、預入日の1か月後）から満期日前に解約するまでの日数および次の預入期間に応じる利金（第4条第4項以下では切替てあります。）から算出するものとし、満期利払利息は満期日に元金に組入れて継続する場合にのみ、その支払額（中間利払日が後年度ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元利金から清算します。

- ⑤ 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日ににおける普通貯金の利率

- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%

- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

- ⑥ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日ににおける普通貯金の利率

- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

- E 2年以上3年未満 約定利率×70%

- ⑦ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日ににおける普通貯金の利率

- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

- C 1年以上2年未満 約定利率×20%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

- D 2年以上3年未満 約定利率×30%

- E 3年以上4年未満 約定利率×60%

- ⑧ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日ににおける普通貯金の利率

- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%または解約日ににおける普通貯金の利率のうち、いずれか低い利率

- C 2年以上3年未満 約定利率×20%

- D 3年以上4年未満 約定利率×30%

- E 4年以上5年未満 約定利率×70%

- (5) この貯金の付利日等は1年とし、1年を365日として日割で計算します。

## 4. (貯金の解約・書替継続)

- (1) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届け出の印鑑により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

- (2) 前項の解約または書替継続の手続の実行について正椎権を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

- (3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができます。第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの間にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の解約を断つかもしれません。また、次の各号の間にでも該当し、貯金者との取引を継続するための判断を下す場合に該当するものとします。

- ① 貯金者が貯金解約申込時に表明する、確実にして虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 買暴力

- B 暴力団員

- C 暴力団準構成員

- D 暴力団関係企業

- E 結婚屋等、社会運動等標準ぼくのうまたは特殊知能暴力集団等

- F その他前各号に準ずる者

- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 犯罪的暴力要求行為

- B 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C 強引強制して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D 強引強制して偽証をし、偽証を用いたりは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務妨害する行為

- E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印影、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。

- (2) 前項の印影、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

- (3) 通帳・証書または印影を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に進行します。この場合、相当の期間をおいて、または保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人の氏名その他の届出事項に記入して当店に届出ください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、後見役員監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出ください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも前2項と同様に、当店に届出ください。

- (4) 前3項の届出事項に選任または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。

- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 7. (印鑑照合)

- (1) 貯金者個人の指紋を捺すことを、盗取された通帳・証書用に以て行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定期利潤ならびに手数料に相当する金額の支てんを請求することができます。

- ① 通帳、証書の盗難に気づいてからさみやかに、当組合への通知が行われていること

- ② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること

- ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事實を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にはその事情が継続している期間を加えた日数とします。）の前日までに（以下、「不正な払戻し」といいます。）を前条本文にかかわらず支拂うものとします。ただし、当該払戻しがいつまでにいつまでに行われたことを当組合が証明した場合は、当組合は貯てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる場合に、当該払戻しが貯金者の額に相当する金額およびこれに付帯する約定期利潤ならびに手数料に相当する金額を不正な払戻しの額に相当する金額とみなすものとします。

- (4) 第2項の規定にかかる場合は、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと  
B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと  
C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行つたこと

- ② 通帳・証書の盗難の取扱いを誤り、暴虐等による著しい社会秩序の混乱に乘じたまではこれに付随して行われたこと

- (5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求にはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利便返還を受けた場合に、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当組合が第2項の規定に沿ってもとづく補てんを行った場合に、当組合は、当該補てんを行った額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った額の限度において、貯金者に支拂うべき損害賠償請求権または不当利便返還請求権を取得するものとします。

9. (渡渡、買入の流れ)

- (1) 以下の貯金および通帳または証書は、譲渡または買入されることはありません。

- (2) 以下の貯金や通帳にかかる権利を譲り受けた場合に、当組合所定の書式により行います。

## 10. (中間利払定期貯金)

- (1) 中間利払定期貯金の利率については、第3条の規定を準用します。

- (2) 中間利払定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。

- ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。

- ② 中間利払定期貯金を元の貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

- ③ 中間利払定期貯金の解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

- ④ 中間利払定期貯金の解約または書替継続する場合は、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

11. (通知等)

- (1) 住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しない場合は、当組合が通知または送付書類を当組合が持つたものとみなします。

## 12. (保険事故発生時における取扱い)

- (1) 以下の貯金が未満額で保険事故が発生する場合に、当組合に農業生産協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該保険額について期限が到来したもののとして、相殺することができる場合にあります。

- (2) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故から得たものとし、借入金等の債務を当組合に返す場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (3) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故から得たものとし、借入金等の債務を当組合に返す場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (4) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (5) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (6) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (7) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (8) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (9) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (10) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (11) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (12) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (13) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (14) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (15) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (16) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (17) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (18) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (19) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (20) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (21) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (22) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (23) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (24) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (25) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (26) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (27) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (28) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (29) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (30) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (31) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (32) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (33) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (34) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (35) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (36) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (37) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (38) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (39) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (40) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (41) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (42) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (43) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (44) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (45) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (46) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (47) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (48) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (49) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (50) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (51) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (52) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (53) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (54) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (55) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (56) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (57) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (58) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (59) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (60) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (61) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (62) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。

- (63) 前項により相殺する場合にあつては、当組合が保険事故による損害額を支拂う場合にあります。